

## 高額療養費の限度額引上げの見直しを求める意見書

高額療養費制度は、1か月に支払う医療費の自己負担額に上限が設定されており、その限度額は収入や年齢によって決められ、同制度を利用する1,250万人の重篤な患者に対する医療負担におけるセーフティネットである。その限度額が来年の夏から段階的に引き上げられようとしている。

75歳以上の窓口負担は2022年10月に1割から2割へ引き上げられており、連続して高齢者に痛みを強いることになる。

がん患者などで作る団体などから「継続治療が必要な患者が多数いることを全く考慮しておらず、受診抑制に直接つながる」との反対や、「最も困ったときに助けるどころか負担増か」、「外来特例の引上げでさらに受診抑制が進み、医療機関も赤字だ」といった不安の声が多数寄せられている。

この物価高騰期にさらに医療費の引上げによる生活と命を脅かす負担増はやるべきである。

以上のことから、次の事項について強く要望する。

- 1 国民の生活と命を守るために、医療費の負担増である高額療養費制度の限度額引上げを見直すこと。
- 2 物価高騰期における国民生活を守るため、医療費負担の軽減対応を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月17日

甲府市議会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣  
厚生労働大臣